

# THE WEEKLY NEWS OF EAST KISARAZU



国際ロータリー第 2790 地区  
木更津東ロータリークラブ  
2019-20 年度

●例会日 毎週水曜日 PM12:30~1:30 ●例会場 オークラアカデミアパークホテル TEL 0438-52-0111  
●事務局 木更津市東中央 3-5-2 第2三幸ビル 101 TEL 0438-25-0716 FAX 0438-25-0718

2019-20 年度国際ロータリーテーマ

ロータリーは世界をつなぐ ROTARY CONNECTS THE WORLD

第 31 回 例会 NO. 2488

2020 年 4 月 1 日 (水)

日本百名城 掛川城【静岡県掛川市】



《今年度のトップ写真は日本百名城を掲載いたします。撮影者：栗坂禎一会員》

■司会進行 林孝二郎 SAA



- ◆点鐘 加藤智生会長  
12時30分
- ◆国歌斉唱「君が代」  
Rソング「奉仕の理想」
- ◆出席 会員 47 名  
出席 21 名・欠席 26 名
- ◆出席率 52.50 %

◆前々回出席率 75.00 % 修正後出席率 79.50 %

◆欠席者【敬称略】

嶋津正和・林田謙志・石井文子・叶川博章  
鈴木秀幸・根本光宏・小林裕治・小林千晃  
栗坂禎一・阪中昌司・勝呂泰樹・鶴岡大治  
豊田文智・中野麻美・吉田和義・渡邊元貴  
渡邊慎司・大澤藤満・大里光夫

◆メイクアップ【敬称略】

- ・2/19 新会員オリエンテーション  
加藤智生・藤永範行・金見和子・内田重  
叶川博章・中野文子・石井麻美
- ・2/23 会長エレクトセミナー 松岡邦佳
- ・2/26 第3回被選理事会  
加藤智生・松岡邦佳・近藤直弘  
塚本秀夫・佐藤丈夫・大里光夫  
吉田和義・石田 亨・山田修平  
堀内正人
- ・2/26 戦略会議  
林孝二郎・山田修平・石田 亨  
近藤直弘・松岡邦佳・吉田和義  
加藤智生・塚本秀夫・堀内正人

ホームページ <http://kisarazueast-rc.jp>

木更津東ロータリークラブ

国際ロータリー

会 長 加 藤 智 生  
幹 事 藤 永 範 行  
編 集 堀 内 正 人

RI 会 長 マーク・ダニエル・マローニー  
地区ガバナー 諸 岡 靖 彦  
ガバナー補佐 小 川 義 則



◆誕生祝 2/28 加藤智生・2/29 田口理紗  
3/7 倉島和広・3/31 大隅義一

## ■会長挨拶・報告

### 加藤智生会長



新型コロナウイルスの影響により3月の例会を中止させていただきました。皆様お元氣でしたでしょうか？  
まだまだ終わりが見えない状況下、千葉県も多くの感染者出ています。残念ながら木更津市在住の方が2名感染しています。

日本国政府も今後もこれまで同様、大きな会合やイベントは自粛するようお願いするとともに、今後状況に応じ東京都はロックダウンいわゆる都市機能の閉鎖も考えているようです。ロータリークラブにおいても地区のイベントはほとんど行われていないのが現状で、この第5グループにおいても木更津東RC以外すべてのクラブが例会を中止しているようです。  
しかしながら現在の経済状況を見ますと軒並悪化していますし、中には廃業している企業もあるようです。我々ロータリークラブは、奉仕活動を中心に活動しております。その重大な担いとともに地域経済の発展も大きな担いだと確信しております。  
賛否はあると思いますが、今回1カ月ぶりになります。今後例会の開催は情勢を注視し検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

## ■幹事報告

### 藤永範行幹事



■ 2月28日  
持ち回り理事会報告  
◆審議事項  
① 3月4日、3月11日新型コロナウイルスの蔓延防止のため例会休会→承認されました。  
② 斎藤新一会員退会の件→承認されました。  
■ 3月13日  
持ち回り理事会報告  
◆審議事項  
① 3月18日、3月25日新型コロナウイルスの蔓延防止のため例会休会→承認されました。

## 1. 幹事報告

- 1) 本日、例会終了後第9回定例理事会が開催されますので、理事の方の出席をお願いいたします。
- 2) 「2020年国際大会ホノルル中止のお知らせ」が届いておりますので回覧いたします。
- 3) 「RLIパートII再延期のご案内」が届いておりますので回覧いたします。
- 4) 「2790地区ロータリーアクト第48回年次大会中止のお知らせ」が届いておりますので回覧いたします。
- 5) 「第3回インターアクト合同会議中止について」が届いておりますので回覧いたします。
- 6) 「次期規定審議会代表議員の決定について」が届いておりますので回覧いたします。
- 7) 「地区補助金の申請期限の延長について」が届いておりますので回覧いたします。
- 8) 「第52回インターアクト指導者講習会中止について」が届いておりますので回覧いたします。

- 9) 「第5グループゴルフ大会中止のお知らせ」が届いておりますので回覧いたします。
- 10) 「新型コロナウイルスに関するRの友事務所対応の件」が届いておりますので回覧いたします。

## 3. 他クラブからのお知らせ

- 1) 富津シティRC、君津RC、木更津RC、袖ヶ浦RC、富津中央RCより「例会休会のお知らせ」が届いておりますので回覧いたします。

## 4. その他のお知らせ

- 1) 栗坂会員より「君津製鉄所移動に伴う退会のご挨拶」が届いておりますので回覧いたします。

## ■委員会報告

### ◇Rの友4月号 紹介

### 倉島和広会員



4月号は母子の健康月間です。  
縦組み9ページ～「この人を訪ねて一名古屋名東RC一坂本精志さん」から業務用厨房機器の大手メーカーホシザキの会長である坂本さん。創業者でロータリアンであった実父が例会で披露したジュースの自動販売機のヒットから成長し、後に会社の牽引となる大ヒットした製氷機でその地位を築いたそうです。興味深いのは大企業に成長したホシザキの所有する株式(時価総額600億円)のほぼすべての配当を米山記念奨学金などの公益団体に寄付していることです。飲食店を営む者として関わりのある会社であったためご紹介しました。

横組み3ページ「RI会長メッセージ」から

3月はロータリーでは母子の健康に関心を向ける時。世界のあちこちで見られる母子、そして難民コミュニティが直面する困難には目を覆いたくなりますが、ロータリーの一番の強みである「ロータリーは世界をつなぐ」を忘れなければ解決策を探し出すことが出来るでしょう。

横組み12ページ「家族パートナーをロータリーに巻き込む」からクリスマス例会などの家族とともに行う例会などがありますが、実は私もかみさんにまんまと巻き込まれた内の一人ですので、少し気になった記事でした。当クラブの小林会員もご夫婦で参加されております。

横組み19ページ「ガバナーエレクト国際協議会」及び25ページ「ロータリーモメント」より2790地区からガバナーエレクトの漆原撰子さん及び諸岡ガバナーのコメントが掲載されています。ご一読ください。

## ◇ニコニコボックス

### クラブ管理運営委員会

### 田口理紗会員



- ・大隅義一 会員  
3月31日誕生祝いをいただきありがとうございます。
- ・加藤智生 会員  
誕生祝いをいただきありがとうございます。久しぶりの例会なので少し緊張しています。
- ・田口理紗 会員  
誕生日祝いありがとうございます。

### ・倉島和広 会員

3月はマイバースデーと結婚記念日があるイベントマンスリーですが、例会がなかったのが残念でした。そのような中、お花が届きました。お店の休業日にあつたため、わざわざ自宅まで届けてくださいました。暗い話題が続く中、明るくなりました。ありがとうございます。

## ■ 例会アワー 進行 クラブ管理運営委員会 藤野宏治 会員 「新型コロナウイルスに関する5分間スピーチ」

### ◇塚本秀夫会員《弁護士》



### 【首相が緊急事態宣言を出すとうどうなるか？】

#### 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の注意点

新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、新型コロナウイルス感染症がその対象となった。同法に基づき、首相が緊急事態宣言（32条）を出すかどうか注目されている。

では、緊急事態宣言が出されたとして、何がどうなるのか。以下、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法で可能になる私企業や個人（国民）を対象とする措置の概要をまとめた。

1 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の全体像  
同法（以下「法」といいます。）及び同法施行令（以下「施行令」といいます。）において、新型コロナウイルス対策として、国や地方公共団体（以下「行政機関」といいます。）が踏むべき手続きのほか、私企業や住民（以下「私企業等」といいます。）に対して行政機関が行うことができる事項が定められている。なお、同法では、本稿でまとめる私企業等に対する措置とは別途、医療や輸送、インフラ等に係る指定された大手製薬会社、電力会社、運送会社等が行わなければならない事項が定められている。

2 現時点でできる措置法に基づき、行政機関は、  
・ 停留を行うための施設（検疫港や飛行場）の使用（法29条）  
・ 船舶又は飛行機の運航を行う事業者に対する運航の制限の要請等（法30条）  
・ 医療関係者に対する医療等の実施の要請等（法31条）が可能である。これらの関係する一部の企業を除く一般の私企業や国民の行動等を直接制限する定めはない。

現在行われている各種自主規制の要請や地方自治体の緊急事態宣言は、特別の法律上の根拠を持たず、文字通り任意の協力を求める措置と思われる（場合により行政指導とみることはできるかもしれないが、いずれにしる強制力はない。）

#### 3 緊急事態宣言が出された後にできる措置

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときに公示される（法32条）

趣旨：医療提供体制を崩壊させないこと

#### (1) 感染を防止するための協力要請等

ア 都道府県知事は、住民に対し、蔓延防止等のため必要があると認めるときは、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居室又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる（法45条1項）。

イ 都道府県知事は、学校、社会福祉施設、興行場その他の施行令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」といいます。）に対し、蔓延防止等のため必要があると認めるときは、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催し物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる（法45条2項）

本条項のポイントは次の通りである。

#### ① あくまで要請

あくまで要請であり、強制する権限は与えられていない。しかし、後述するとおり、施設管理者等に対しては、要請に

従わない場合に「指示」に発展し、指示をした事実すなわち都道府県知事の要請に従わないという事実を「公表」されてしまう可能性があるため、事実上無視できず要請に最大限従わざるを得ないこととなると思われる。

#### ② 対象となりうる施設

多数の者が利用する施設が広く対象となっている（施行令11条）。

列举すると、学校、保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）、大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設など、である。

多くの施設については、原則として床面積が1000平方メートル以上の施設が対象となるが、それ以外の施設も対象とされる場合がある。

#### ③ 既に出されている要請との関係（指示と公表）

これまで、例えば埼玉県知事がさいたま市で開催される格闘技イベントについて自粛を要請したなどの例があるが、それは、緊急事態宣言後に行うことが可能となる本法に基づく要請ではない。

本法に基づく要請は、既に出されている要請と比較して、強制権限ではなく、従わない場合に刑事罰が科されるわけではないことは同様であるものの、施設管理者等が正当な理由なくこの要請に応じない場合に当該要請にかかる措置を講ずべきことを指示することができるとされ（法45条3項）、指示をしたときは遅滞なくその旨が公表されるという違いがある（法45条4項）。

このために損失補償規定は置かれていないので、現行法の下では、要請や指示に従って催しを中止したとしても、催しの中止に伴う大きな損害が残ってしまうと思われる。万一「公表」に至ってしまうと、国全体からの強い非難を集め、企業の存続を危ぶめるほどのレピュテーションリスクを生じる可能性がある。

催しをする私企業にとって、催しを実施しなければ倒産し従業員が離散する、かといって強行しては公表されてしまうという、悩ましい事態が生じることが予想される。「正当な理由」の存否をめぐる十分な立論を準備できるかどうかのポイントになりそうである。

#### (2) 土地等の使用

都道府県知事は、臨時的医療施設を開設するために必要があると認めるときは、土地、家屋又は物資（以下「土地等」といいます。）を、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て使用することができる（法49条1項）。

→都道府県知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由がないのに同意をしないときやその所在が不明であるとき、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで当該土地等を使用することができる（法49条2項）。なお、損失補償の対象となる可能性がある（法62条1項）。

#### (3) 物資の売渡しの要請等

都道府県知事は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、医薬品や食品、医療機器その他衛生用品、燃料などの物資で精算、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱う物資の所有者に対し、物資の売渡しを要請することができる（法55条1項）。

→都道府県知事は、物資の所有者が正当な理由がないのに売渡要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該物資を収容することができ（法55条2項）、又は生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じることができる（法55条3項）。

物資の保管命令に従わず物資を隠匿する等した者に対しては、懲役刑又は罰金が科される可能性がある（法76条1項）。

#### 4 罰則、制裁のまとめ

以上、私企業に対してなされる可能性がある措置を概観したが、行政機関の要請等に対して従わない場合の罰則は、  
・ 物資の保管命令に従わず物資を隠匿する等した者に対する懲役刑又は罰金（法76条1項）  
・ 物資の保管を命じるため等のために必要な立入検査を拒む等した者に対する罰金刑（法77条）、

・これを行ったものが自然人である場合の法人への罰金刑(法78条)が定められるのみで、それ以外の場合には科されることはない。

ただし、行政機関の要請等に従わない場合、行政指導が行われ、またそれに従わないときに公表される可能性が排除できない。

特に施設管理者等に対する施設の利用の制限等(法45条2項)に対しては、明文で、正当な理由なく指示に従わなかった場合の公表が定められているため(法45条4項)、行政機関の要請等への対応には十分な留意と検討が必要である。

## ◇ 佐藤丈夫会員《千葉銀行》

千葉銀行の佐藤です。本日は急にこのような時間をいただきまして有難うございます。今回世間を騒がしているコロナウイルスの件で3点ほどお話しさせていただきます。



### 【現在の千葉銀行のコロナに対する取り組みと対応】

2月最後のRC例会時から本部指示により、銀行は金融業であり、サービス業ではありますが、お客様への感染防止と支店での感染発生の防止の観点より、職員全員マスクをつけての対応を行っています。また、今日4月1日は、弊行の新入行員の入式がありますが、今回は延期となり新入行員は1カ月間は自宅待機で資格取得、勉強等を行う予定です。会議、研修はすべて中止で、社内での歓迎宴会、飲み会は原則中止となっております。また、本日付けて野村証券の記事が新聞に記載されておりましたが、営業5000人は顧客訪問せずに電話での営業提案となっております。弊行では具体的な指示、明文化はされておりませんが、個人営業(投資型金融商品の販売等)は、やはり個人お客様に対して訪問せずに電話でのご案内をできればという話があります。コロナの症状が出ていなくても、お客様に対して、感染させてしまい、加害者となる可能性、リスクが十分にあるために、留意すべきと話があります。アメリカのニューヨーク州で非常事態宣言が行われていますが、やはり、金融機関は病院と同じように営業しているそうです。日本も東日本震災の時もそうですが、どんな事態であっても、公共性の高い業種ですので、開店、営業しなくてはならないので、愛知県で発生したMUFGの支店さんでも、休業なく、職員を交代させて、営業していますので、感染防止を図りつつ、発生リスクを排除して営業してまいります。

### 【お客様の現状】

ニュース報道されているようにホテル、飲食業は相当厳しい状況です。3月になり、より一層厳しい状況が続いており、まだ具体的な相談はありませんが、4月もこの状況が続いた場合は、資金相談、返済方法の変更をお願いしたいと話があります。また、住宅業界では、中国での部材の製造が遅延、停止しており、トイレ、サッシ等が間に合わず、工事の遅延、代替品での対応等影響が始まっています。また湾岸部の大手企業の設備投資の抑制により、当初予定されていたプラント、電気工事の延期、中止等も始まっています。ある社長の話としては、この25年間で似た状況は過去2度(バブル崩壊、リーマンショック)あり、今回が3度目で過去の経緯から最初は大手企業、次に半年から1年かけてじわじわと中小企業に悪い影響が出てくる。この1年間で勝負で耐えていかなくてはと話もあった。

【現在政府が対策として打ち出している日本政策金融公庫の実質的な無利子、無担保の制度の説明】

別紙のとおり、とても民間金融機関では対応できない制度の内容となっております。当木更津地区は日本政策金融公庫の千葉支店対応ですが、かなり混雑している状況なので、早めの対応、相談をお願いします。また既存借入、新規のご相談は皆様の取引金融機関にぜひご相談してください、よろしく申し上げます。

### 【新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要】

◆ご利用いただける方 [国民生活事業・中小企業事業共通]

新型コロナウイルス感染症の4影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方。

1. 最近1カ月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している方
2. 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - (1) 過去3カ月(最近1カ月を含みます)の平均売上高
  - (2) 令和元年12月の売上高
  - (3) 令和元年10月から12月の平均売上高

### ◆資金の使いみち

[国民生活事業・中小企業事業共通]

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金

◆融資限度額 [国民生活事業] 6,000万円(別枠)・[国民生活事業] 3億円(別枠)

### ◆利率

[国民生活事業] 基準金利(注)3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率

[中小企業事業] 基準金利(注)1億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率

### ◆返済期間 [国民生活事業・中小企業事業共通]

設備資金20年以内(うち据置期間5年以内)・運転資金15年以内(うち据置期間5年以内)



本日は新型コロナウイルス感染防止のため、最大限の防止策の下、例会が催されました。換気のため例会場のドアはオープンとし、スクール形式でテーブルが配置されました。入念に手の消毒とマスク着用で入場です。

## 本日のメニュー



本日のメニューは、ホテルスタッフのサービスを少しでも省略するために、お弁当の配膳としました。

点鐘 加藤智生会長 13:30